

販売利用規約

1

商業条件



納品および出荷・該当する注

文書で特定される Ingersoll Rand 事業体(以下「売主」)は、買主の注文書で指定された商品またはサービスを妥当な期間内に納品します(以下「注文書」)。「買主」とは、見積書の宛先となる個人、会社、または法人を指します。
 売主と買主は、以下総称して「両当事者」、または個別に「当事者」と呼ばれます。・「時間は厳守」は納期には適用されません。・買主が出荷の遅延を要求した場合、買主は遅延によって生じた費用、経費、損失を売主に支払う義務があります。・買主が提示された配送を受け入れない場合、売主は買主の費用負担で商品を保管します。買主は保管中の損失リスクを負い、保管中の商品をカバーする適切な保険を維持します。

残額は、商品の配達の 45 日前までに T/T で支払う必要があります。購入者は、未払い金額と相殺することはできません。

・売主は、30日を超えて未払いとなっている金額に対して、月当たり延滞金額の 1.5% またはその端数(日単位で計算および請求)と法律で認められている最大利率のいずれか低い方の利息を請求する権利を有します。

・売主は、合理的な弁護士費用を含む、滞納金額の回収に関連するすべての費用を買主に請求する権利を有し、支払いがない場合、売主は(その他の権利を損なうことなく)注文に基づく履行を停止し、および/または注文を解除することができます。



所有権および損失のリスク:

- 商品の紛失のリスクは、買主と売主が書面で別途合意しない限り、工場渡し(インコタームズ 2020)で納品された時点で買主に移ります。・売主は、注文書に記載されているか、または両当事者が書面で合意したとおり、買主が売主に購入価格とすべての関連費用(配送料、関税、VAT、保険料など)を全額支払うまで、納品された商品の所有権を保持します。



税金: 売主の見積価格には、商品またはサービスの販売、配送、使用に関する売上税、使用税、占有税、ライセンス税、物品税、その他の税金、許可証、手数料は含まれません。売主が有効な免税証明書を提供している場合を除き、買主はそのような税金、許可証、手数料の支払いに責任を負います。

3

保証



保証: 売主が書面で別途合意しない限り、売主は、以下の保証期間中、売主が提供する商品およびサービスに材料および製造上の欠陥がないことを保証します。新品機器の場合、最初の操作日から 12か月間、出荷から 18か月を超えない期間(いずれか早い方)。部品の場合、6か月間。



終了

出荷日から 6ヶ月。サービスについては、売主が設置した場合は輸送および設置時間を含めて設置日から 6ヶ月。売主が設置しなかった場合は輸送および設置時間を除いて納品日から 6ヶ月。他社が製造した機器または部品については、売主に対する元の製造元の保証の範囲内でのみ保証されます。

2

クレジット条件と税金



信用条件および財務状況: 両当事者が書面で別途合意しない限り、注文書に署名し、注文書が受領された後10日以内に注文金額の20%の頭金をT/Tで売主に支払わなければならない。

明示的または黙示的(ただしこれらに限定されない)
 商品性に関するいかなる默示の保証も
 または特定の目的への適合性。

4

当社の責任



責任の制限: 売主は、契約違反、不法行為（過失を含む）、厳格責任、またはその他の理由により生じた間接的、結果的、特別、模範的、懲罰的損害（利益の喪失、信用の喪失、ビジネス機会の喪失を含むがこれらに限定されない）について責任を負わないものとします。また、注文に基づくまたは注文に関連する売主の全責任は、いかなる場合も注文に基づき買主が売主に支払った合計金額を超えないものとします。この制限は、売主が第三者の知的財産権を実際に侵害したことによって直接関連する請求または損失に対する売主の買主に対する責任には適用されません。または売主の重大な過失または故意の不正行為により人身傷害または第三者の財産への損害が発生した場合



不可抗力: いずれの当事者も、当事者の合理的な制御が及ばない状況（地震、台風、暴風雨、火災、戦争、暴動、政府の行為、その他の予測不可能な不可抗力事象など）の結果として本契約の義務を履行できなかったことについては責任を負わないものとします。ただし、この条項は、いかなる注文に基づいて売主が支払うべき金額の支払いを免除するものではありません。

5

機密性とデータ

プライバシー



データプライバシー

- 購入者は、商品に、販売者が当該商品に関する情報を収集し、当該商品の遠隔診断テストを実施できるようにする技術が含まれている可能性があることを理解します。
- 購入者は、販売者のビジネス目的でこの技術によって収集されたデータにアクセスし使用する、譲渡可能、サプライセンス可能、非独占的、取り消し不能、世界的な権利を販売者に付与します。販売者は、当該データを関連会社、子会社、および第三者と共有する場合があります。第三者と共有されるデータは、集約された匿名化された形式になります。
- 売主が当該技術から買主に関する個人を特定できる個人情報を受け取った場合、売主は当該情報の機密性を保護し、買主の個人情報が第三者に不法に開示されることを禁止するために合理的な措置を講じます。



機密保持: いずれの当事者も、相手方の機密情報または企業秘密を第三者に開示したり、自らの目的に使用したりしません。

6

エンジニアリング関連事項と知的財産

権利



買主の表明: 買主は売主に対し、

以下のことを表明する。
1. 買主は、売主が契約履行の要件を評価するために合理的に必要なすべての情報を提供しており、また、速やかに提供する。

- 買主は、売主が本契約を履行し、本契約を履行することに同意し、かかる情報はすべて完全かつ正確であること。
- 設計、エンジニアリング、設置、試験および使用のために提供する必要のあるすべての建物、設備、エンジニアリング サポート、スペア パーツ、接続された配管、機械および入力が、目的に適合し、優れたエンジニアリング品質であること。
- 買主は、商品の設計、エンジニアリング、設置、試験および使用において売主に全面的に協力すること。
- 買主は、該当する製品資料に従ってのみ、意図された目的に商品を使用すること。
- 買主は、承認されていないスペア パーツ、接続された機械、サービス、修理を使用せず、また、商品を危険にさらす可能性のある方法で商品を使用しないこと。
- 買主は、これらの表明に違反した場合、製品の品質に関する売主のすべての保証および義務が無効になることに同意する。
- 買主は、これらの表明に違反したことにより被った費用、経費および損失について、売主に対して責任を負うことに同意する。



IP 権利および侵害: 注文前に発生したか、注文の実行中に作成または獲得されたかにかかわらず、商品に影響を及ぼすあらゆる発明、変更、改良、技術、またはノウハウは、売主に帰属します。売主は、買主が売主に提供した設計、計画、またはその他の情報に基づく特許、商標、または著作権の侵害について、買主に対して一切の責任を負いません。

注文の成果物として売主が準備するすべての文書は、商品またはサービスの設置、保守、運用に合理的に必要な範囲で、かかる文書のコピーを作成するなど、限定的な使用権を伴って買主に提供されますが、このセクションのいかなる内容も、商品を製造する権利または商品を製造させる権利を含む売主の根本的な知的財産権を買い手に譲渡するものではありません。

7

法律の遵守

- 売主は、適用されるすべての法的義務を遵守します。売主は、機器の使用、設置、操作に適用される法律や規制、または売主が管理していないその他の事項の遵守について、一切の責任を負いません。
- 買主は、指定当事者および包括的制裁対象地域に関するものを含め、製品の販売、購入、使用、およびその後の転売または譲渡において、米国、EU、およびその他の関連法域の適用されるすべての輸出および制裁法および規制を遵守することに同意します。買主はまた、輸出および制裁法および規制の遵守要件から生じる請求、要求、費用またはコストから売主を免責することに同意します。

8

その他の規約



注文の承諾: 売主による買主の注文の承諾
注文は購入者の

本契約の承諾: 売主は、本契約と矛盾するいかなる条件も拒否します。本契約と矛盾する、または本契約と異なる買主の条件は、売主が明示的に書面でその適用を承認しない限り、承諾されません。



完全な合意:本契約書およびその添付書類には、当事者間の完全な合意内容が含まれています。



変更:本契約の修正は、当事者間で書面により合意されなければなりません。



準拠法:本契約および当事者の権利は、抵触法の規定を除き、売主が所在する国/地域の法律に準拠し、それに従って解釈されます。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本契約には適用されません。



紛争解決:本契約から生じる、または本契約に関連するすべての紛争は、当事者間の友好的な協議を通じて解決されるものとします。協議を通じて合意に達することができない場合、当該紛争は売主の所在地の裁判所によって解決されるものとします。



譲渡:当事者は、相手方の事前の書面による同意なしに、本契約の全部または一部を譲渡することはできません。

9 特別規定

(追加条件)



配送および出荷・支払いの遅延、購

入者からの出荷指示の不十分または遅延により出荷が遅れる場合、または購入者が両当事者が合意した日に配送を受け取ることができない場合、購入者は、配送日まで、暦月またはその端数ごとに合計注文額の 1.5% に相当する保管料（日単位で計算および請求）を販売者に支払うものとします（「保管料」）。さらに、販売者が設置サービスを行っており、配送時に購入者の場所が設置の準備ができていない、または安全でない場合は、販売者は作業を延期または中止する権利を留保します。このような場合、販売者は場所が設置の準備が整い安全になるまで、保管料に相当する金額を購入者に請求できます。

- 購入者が納品日を 3 か月以上遅らせたり延長したりする場合、販売者は本契約を解除する権利を有します。すべての前払金/保証金は返金不可となり、販売者は本契約に規定されている保管料を受け取る権利を有します。